明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農地法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四一）　二

○関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令（**経済産業**七〇）　四

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**二四九）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**二五〇、二五三～二五六）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**二五一、二五二）　五

○千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に基づく国際規則の一部の改正に関する件（**外務**一七八）　六

○円借款の供与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七九）　六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一〇）　七

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一二四四）　八

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**一五七）　八

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**一五八）　八

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（**同**一五九）　八

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一六〇）　九

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一六一、一六二）　九

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（**同**一六三）　九

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**七七三）　九

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一一九）　九

○大規模災害からの復興に関する法律第四十八条第一項の規定に基づき特定災害復旧等海岸工事を施行する件（**九州農政局**一）　九

○道路に関する件（**北陸地方整備局**五三、五四）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三〇